令和６年度社会福祉法人の指導監査結果について

　那珂川市では、令和６年度に所轄の社会福祉法人５法人のうち３法人に対し指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられましたので、今後の法人運営の参考としてください。

【指導監査実施状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導監査  法人数 | 文書指摘  件数 | 指摘内訳 | 口頭指摘  件数 | 助言件数 |
| ３法人 | ２１件 | 法人運営　２０件  事業　　　　　件  管理　　　　１件 | １７件 | ８件 |

＊文書指摘　　　指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

　口頭指摘　　　指摘基準に該当する者であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

　助　　言　　　指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

【主な文書指摘事項】

Ⅰ　法人運営

　〇定款

　　・定款に記載された内容と事実とが異なるので、是正すること。

　〇評議員・評議員会

　　・評議員のうち役員と特殊の関係にある者に該当する者がいるので、是正すること。

・評議員会の1週間（及び2週間）前までに評議員に招集通知がなされていないの

で、是正すること。

　　・議事録の必要事項が記載されていない又は不十分であるので、是正すること。

　　・決議に特別の利害関係を有する評議員（もしくは理事）がいるかを法人が確認していないので、是正すること。

　　・当初予算及び補正予算が定款どおりに承認されていないので、是正すること。

　〇役員

　　・理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する見識を有する者」もしくは「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議について適正な手続きに基づいて選任された者がいないので、是正すること。

　　・理事のうち施設の管理者が選任されていないので、是正すること。

・理事長が理事会において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務に関する報告を行っていないので、是正すること。

・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できなかったので、是正すること。

・監査報告に必要な記載事項が記載されていないので、是正すること。

・評議員の報酬が無報酬の場合、定款で定められていないので、是正すること。

・理事及び監事の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていないので、是正すること。

　〇理事会

　　・理事及び監事の全員に期限までに招集の通知が発出されていないので、是正すること。

Ⅱ　事業

　　・指摘事項なし

Ⅲ　管理

　　・把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。